

学校いじめ防止基本方針

滝沢市立滝沢小学校

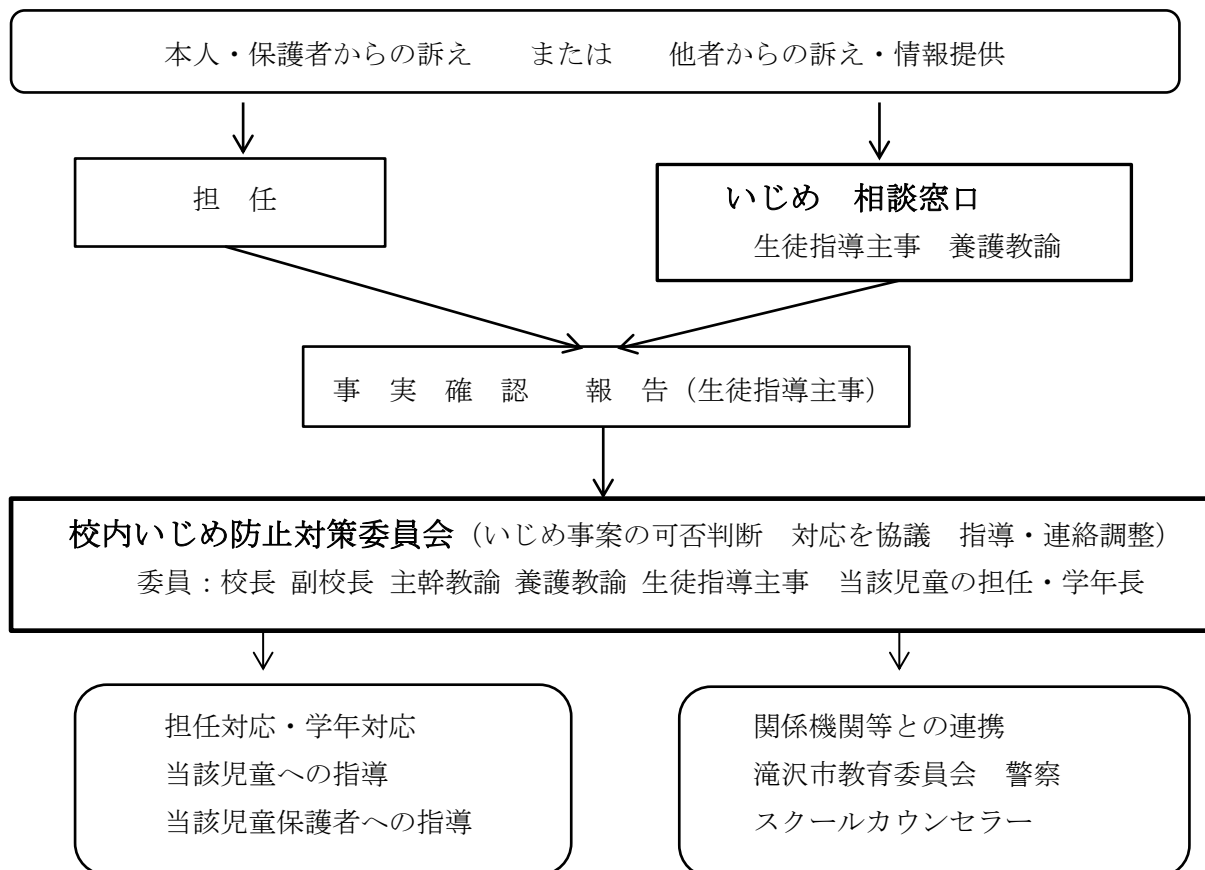
1 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う **心理又は物理的な影響を与える行為** (インターネットを通じて行われるものを含む。) であつて、当該行為の対象になった児童等が **心身の苦痛** を感じているものをいう。

2 本校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

- ・ 未然防止の基本として、安心・安全に学校生活を送ることができる学校づくりをする。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをする。
- ・ 「いじめは、重大な人権侵害であり犯罪行為である。人間として許されないことである。」 という認識をもつと同時に、児童に対しても発達段階に応じて、理解させる。
- ・ 「それは、いじめだよ。」 とはっきりと伝える。
- ・ いじめられている子に対しては、絶対に守り抜く。
- ・ いじめる子(その保護者との協力的関係を土台に)に対しては、客観的事実の確認をもとに、自らの行いを振り返らせ、内省を促す指導を根気よく行う。また必要に応じて毅然とした対応と強い指導も行う。
- ・ 早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を組織に進める。
- ・ 学校が一丸となって心の通い合う教育実践を充実する。

3 いじめ防止対策のための組織



4 いじめ未然防止・早期発見のための取組

(1) 担任・学年ができること

- ① 生徒指導の機能「自己有用感」「自己決定の場」「共感的人間関係」を生かした授業の展開に努める。
- ② 児童同士の間関係づくりを意識した学習指導・生活指導の取組みを進める。
- ③ いじめにあたる具体的行為を児童に知らせ、「それは、いじめだよ。」とはっきり伝えることで、児童のいじめに対する意識を醸成する。
- ④ 「いじめ相談窓口」があることを児童に知らせる。
- ⑤ 連絡帳や日記などによって児童・保護者と信頼関係を日頃から構築しておく。
- ⑥ 学年会の中でいじめに関する情報交流の場を設定し、共通理解を図る。
- ⑦ 学年相互に授業を公開し、発言しやすい雰囲気づくりや「わかる授業」について意見交流する。

(2) 学校としてできること

- ① 規律ある学校生活ができるように、組織的な指導を進める。
- ② 職員会議等を通して、いじめ問題について教職員間で共通理解を図る。
- ③ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げて指導を行う。
- ④ 児童会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせ、児童同士の間関係や仲間づくりを促進する。
- ⑤ スクールカウンセラー、養護教諭等を活用して相談にあたる。
- ⑥ 「学校いじめ防止基本方針」をホームページなどを通して広報活動に努める。
- ⑦ いじめに関する質問紙調査の実施（6月、11月、2月）。※11月は滝沢市で実施
- ⑧ 児童ひとりひとりとの面談の実施（6月、2月）。
- ⑨ QUの実施（6月）と考察（7月）。
- ⑩ 民生児童委員会議や教育振興運動、PTA役員会、学校評議員会等で学校が抱えるいじめ問題について、話題を共有する。
- ⑪ 家庭や地域と連携しながらいじめ問題を解決する協議する場を設け、連携協力した対応を図る。

5 いじめ早期対応のための取組

(1) 担任・学年・学校で進めること

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず「いじめ防止対策委員会」を中核として組織的な対応をとり、被害児童を守り抜く。
- ② 生徒指導主事又は学年主任が校内いじめ防止対策委員会の連絡調整にあたる。
- ③ 被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ④ 加害児童に対しては、教育的配慮のもとに毅然とした態度で指導する。
- ⑤ 加害児童に対しても事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ⑥ 事実関係の照らし合わせは、時間をかけながら複数で行う。
- ⑦ 教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て指導にあたる。
- ⑧ 教職員の共通理解のもと、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・ いじめにより児童が、相当の期間または一定期間連続して欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態への対応

- ・ 直ちに市教育委員会に速報報告をする。
- ・ 重大事態に至った初期から可能な限り調査（聞き取り、アンケート等）し、事実関係について整理記録する。

- ・調査内容をもとにいじめた児童とその保護者に対する指導について協議し、指導計画を作成するとともに、計画的な指導をおこなっているか定期的に点検する。
- ・保護者の希望を踏まえながら、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童、その保護者に対して、必要な対応を行うと共に、事実関係等の情報を適切に提供する。

7 年間計画

学期	月	時間・指導	内容	対象
1 学期	4	職員会議	学校いじめ防止基本方針の確認	職員
		家庭	家庭訪問による情報収集	保護者
	6	家庭	「いじめ」に対する基本方針の説明(文書)	保護者
		学級指導/休み時間等	いじめアンケートの実施と教育相談	児童
		学年会	いじめアンケート結果の情報共有と今後の対策	職員
		学級指導	ハイパーQ-Uの実施 (2年～6年)	児童
	7	学校評議員会	「いじめ」に対する基本方針の説明	学校評議員
7	学年会	Q-Uの分析結果の情報共有と今後の対策	職員	
2 学期	9	学級指導	心とからだの健康観察の実施	児童
		休み時間等	要サポート児童に対する教育相談	児童
	11	各家庭	いじめに関するアンケートの実施(滝沢市)	児童・保護者
		休み時間等	教育相談	児童
3 学期	2	学級指導/休み時間等	いじめアンケートの実施と教育相談	児童
		学校評議員会	「いじめ」の現状と対応についての説明	学校評議員
年間			日常会話や日記等による情報把握 保健日誌等からの情報把握	